



国民健康保険税条例 一部改正案を可決

平成29年
**12月
定例会**
11月22日～
12月15日

主な議案

一般質問

特集・高校生議会

高校生議会アンケート

委員会視察レポート

12月定例会は11月22日から12月15日までの24日の会期で開かれ、提出された27件の議案等を、いずれも可決・同意しました。本会議では、4議案に対し延べ8人の議員が質疑し、議案1件および請願1件に対し、延べ4人の議員が討論を行いました。

また、4日間にわたる一般質問では、17人の議員が活発な論戦を展開しました。最終日には、議員提出議案（意見書）1件、委員会提出議案（条例の一部改正）1件が提案され、それぞれ可決を

主な議案

国民健康保険税条例の一部改正

現在、本市の国民健康保険においては、年々医療費が増大し、歳出と歳入に多額の隔たりが生じており、その不足分を一般会計からの法定外繰入金により補っている状況が続いています。このような財政状況の下、平成30年度から国民健康保険制度は広域化され、県と共同運営となり、県は財政運営の責任主体となり、医療給付に必要な資金を市町村に交付します。

一方、市は保険税を賦課徴収し、県が算定する国保事業納付金を県に納めることになりま。また、広域化に際しては国の基本方針として、法定外その他繰入金については、削減・解消していくことも求められています。これらの状況を踏まえ、戸田市国民健康保険運営協議会から、今後の本市の国民健康保険の在り方について提出された答申に基づき、戸田市国民健康保険税の改正を提案するものです。

質疑

Q 平成30年度の被保険者数および法定外繰入額の見込みは。 **A** 一般被保険者数を、県の第3回目試算では3万784人で見

について、それぞれ、所得割率、均等割額、賦課限度額の引き上げを行うもので、今回の改正により、本市の試算における1人当たりの保険税調定額は、年額平均で1万3760円の増額が見込まれるところ。 改正条例の施行期日は平成30年4月1日です。

込んでおり、第4回目の試算では、平成30年度推計となり、2万8845人で、3回目試算と比較し1939人の減少が見込まれています。 法定外繰入額の見込みについては、税率の改定、被保険者数の減少、およびそれに伴う医療費総額の減少、公費等により、平成30年度は12億円程度の法定外繰り入れが見込まれる。平成29年度の決算見込みが17億5千万円であることから、約5億5千万円程度の減額と算出している。



▲荒川水循環センター 上部公園のパークゴルフ場

花井 伸子 議員



国県の動向も定まらない。 条例改正は見直すべき

本条例改正の影響は、平均1万3千円とのことだが、所得200万4千円の夫婦2人子ども1人、3人家族モデル世帯で、年間約4万円の引き上げとなる。市は一般会計からの法定外繰入金で戸田市財政を圧迫していると言っているが、こうした原因を招いたのは国庫負担の削減であり、住民3割の国保加入世帯の命と暮らしを支えてきたのが市の法定外繰り入れではないか。平成28年度の滞納世帯の約8割は所得200万円以下の低所得者世帯である。国保加入者の保険料は所得の約1割を占めており、他の保険と比較しても、保険料の所得に占める割合は最も高い。定年退職すると、その多くは国民健康保険の被保険者となる。本来、国保は社会保険であり、国が責任を持って援助することは当然である。高過ぎる国保税を抜本的に解決し、国民皆保険制度を維持するためには、国庫負担を以前の医療費総額の45%に戻すこと、また、埼玉県へ財政的支援の強化を求めるとともに、市は国保加入者の生活を壊すことなく、命と健康を守るため十分な財政的支援を続けることが必要。市の法定外繰り入れは、平成30年度、約5億5千万円激減することだが、今でさえ高い国保税がさらに増え、一層滞納者が増えることが懸念される。県内他自治体は、県の条例制定を待ってという状況。今後の国県の動向も定まらない中での本条例改正は見直すべきである。

都市公園条例の一部改正

荒川水循環センター 上部公園の全面供用開始に伴い、新たに設置するパークゴルフ場を有料の公園施設として位置付けるため改正するもので、パークゴルフ場は「1回300円」、「平日500円」、「1日900円」、付属設備として「シャワー室1回100円」、「更衣ロッカー11個10円」を加えるものです。

力を発揮できる料金として1人1日900円を提案した。

Q 利用者数と使用料収入の見込みは。 **A** 年間利用者数、約2万6千人、年間使用料収入を2340万円と見込んでいる。

Q シャワー室と更衣ロッカーの数は。 **A** シャワー室は男女、各2台、更衣ロッカー1は男女、各36台。

《結果》原案可決 (全員一致)

〔人事案件〕

教育委員会委員

吉田 辰行氏(再任)
土肥美奈子氏(再任)

《結果》いずれも同意 (全員一致)

討論

国保税条例改正



伊東 秀浩 議員

執行部の判断は妥当

国民健康保険制度の加入者は退職者や年金受給者など低所得の方が多く、加入者数は減少しているものの、高齢化や医療の高度化により、1人当たりの医療費は伸びている。

こうした中、制度運営の安定化のため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村との広域運営が開始される。

本市の国民健康保険においても、医療費の伸びなどによる歳入不足に対し、多額の「一般会計からの法定外繰り入れ」が行われている。その結果、現行の保険税率は抑制されている。その結果、これまでの県の試算による税率とは大きな差が生じており、広域化を契機に制度見直しが必要な状況となっている。

「一般会計からの法定外繰り入れ」については、その原資に国保加入者以外の方からの税金が含まれることなどから、税の公平性の観点から問題がある。

本改正は、低所得者への配慮として、均等割額よりも所得割額に比重を置く内容となっており、また、今議会への上程は、平成30年4月以降の課税に対して、国保加入者の方への十分な周知期間を考慮したものである。

県との広域化を控えた今、本市の国保財政の健全化を図り、国民健康保険税の税率改正を行うという執行部の判断は、総合的に鑑み、妥当であると考え、賛成討論とする。

質疑

Q のような基準で金額設定を行っているのか。 **A** 受益者負担見直し方針にのっとり、1人当たりの原価から負担割合を考慮して算定すると、1人1日1155円になるが、周辺自治体などの類似施設とのバランスを考慮し、競争

主な議案

一般質問

特集・高校生議会

姉妹都市訪問代表团

委員会視察レポート